

利用目的（営利・非営利）の判断基準について

適用開始 令和7年4月1日～

営利目的での利用可能施設の拡大に伴い、営利・非営利目的の判断基準を新たに設定いたします。併せて、市外在住の方の予約受付方法が変更となります（抽選申込なし、2か月前からの先着受付のみ）。

●営利目的利用となる場合

- ・『**企業（法人）が利用**』する場合（該当する法人は裏面をご覧ください。）
- ・『**営利を目的とした個人が利用**』する場合
- ・『**金銭（費用）を集めて利用**』する場合

↳集める**金銭（費用）**の性格で判断いたします。

◇営利目的利用に該当するケース

例1：「**会費**」と「**原材料費**」以外の費用を徴収する場合

・会費

グループに所属する特定の会員から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。

※講師自らが**金銭（費用）**を集める場合は、「**月謝等**」となることから営利目的利用

・原材料費

調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。

※資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため原材料費には含まない。

例2：**不特定の来場者から金銭を募る場合**

施設利用料金や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的としていなくとも、**不特定の来場者から金銭を募る場合**

●受付開始 令和7年4月1日～

「4月」に申込ができる利用月

申込月	4月		
利用目的	営利	非営利	
受付方式	先着	抽選	先着
市内在住	6月分まで	8月分	7月分まで
市外在住			6月分まで

営利目的：2か月前から先着受付（市内・市外在住を問わず）

非営利目的：市内在住 4か月前に抽選・3か月前から先着受付

市外在住 2か月前から先着受付（抽選申込不可）

●利用料金

通常料金の3倍

●対象施設

- ・スカイワードあさひ
- ・東部市民センター（R7.4.1～）
- ・渋川福祉センター（R7.4.1～）
- ・旭城（R7.4.1～）
- ・新池交流館（R7.4.1～）

●問い合わせ先

スカイワードあさひ

☎0561-52-1850

利用料金が3倍になる法人一覧例

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	商店街振興組合・連合会	と	特殊会社
	一般社団法人(非営利型以外)		消費生活協同組合・連合会		特定目的会社
	医療法人(社会医療法人以外)		信用協同組合・連合会		土地家屋調査士法人
か	株式会社	す	信用金庫・連合会	の	特許業務法人
	株式会社設立の学校		森林組合・連合会		内航海運組合・連合会
	監査法人		水産加工業協同組合・連合会		農業協同組合・連合会
き	共済水産業協同組合連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	へ	農事組合法人
	行政書士法人		生活衛生同業小組合		農林中央金庫
	漁業協同組合・連合会		生活協同組合・連合会		弁護士法人
	漁業生産組合		生産森林組合		有限会社
こ	合資会社	そ	税理士法人	ろ	輸出組合(出資)
	合同会社		船主相互保険組合		輸出水産業組合
	合名会社		相互会社		輸入組合(出資)
し	事業協同組合・連合会	ち	たばこ耕作組合	と	労働金庫・連合会
	事業協同小組合・連合会		中小企業等協同組合(事業協同組合・連合会、事業協同小組合・連合会、信用協同組合・連合会)		法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外
	司法書士法人				
	社会保険労務士法人				
商工組合・連合会(出資)	と	投資法人			